

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則  
(抜粋)

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則  
(抜粋)

別表(第2条関係)

1～3 略

備考 1～3 略

4 この表において、「23歳未満の在職者」とは技能検定における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において23歳に達していないもの(以下この表において「23歳未満の三級受検者」という。)であって、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であるもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいい、「23歳未満の在職者以外の者」とは23歳未満の三級受検者のうち23歳未満の在職者以外の者をいう。

5 この表において「その他の者」とは、23歳未満の三級受検者以外の者をいう。

別表(第2条関係)

1～3 略

備考 1～3 略

4 この表において、「25歳未満の在職者」とは技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であるもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいい、「その他の者」とは25歳未満の在職者以外の者をいう。